

1

消防用設備に係わる様々なご質問にお答えします

1

**Q** 私の駐車場のガス系の消火設備の容器弁の点検を実施せよ といわれました。何をどうすれば良いのですか？

**A** 消火薬剤の貯蔵容器、加圧用ガス容器、起動用ガス容器等の容器弁が対象となる点検で、二酸化炭素を消火薬剤としている場合は25年を経過するまでに、それ以外のハロンガス等を使用している場合は30年を経過するまでに、全数点検を終了することとされています。点検を行わず新規に入れ替えを行うことでも対応できます。



点検概要 → 改正概要 →

西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ →